

令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務 企画提案募集要領

この要領は、令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

本業務を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により業務を委託する。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけではなく、企画力や人員体制、県民等への情報発信、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

1 委託業務名称

令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

資料1 令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約の締結の日から令和7年3月31日まで

※提案により、最終期限を前倒しすることは差し支えない

(3) 予算上限額

1,310,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルへの参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。ただし、複数の法人からなる共同企業体で参加する場合、代表者は全ての要件を満たし、構成員は、(2)から(5)までの資格要件を満たすこととする。

(1) 「【物品・役務等】令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧」に登録されていること（もしくは令和6年5月7日までに登録が予定されていること。）

○登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。

○申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要します。

○県ホームページでも申請方法をご案内しています。

トップページ>県政運営>入札・契約>入札制度>参加資格>

⇒【物品・役務等】令和5～7年度競争入札参加資格審査申請について

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>

(2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。

(3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から入札参加資格停止を受け

ていないこと。

- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる行動を行う者ではないこと。参加事業者は次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。ただし、複数の法人からなる共同企業体で参加する場合、代表者は全ての要件を満たし、構成員は（3）から（5）までの資格要件を満たすこととする。

4 応募の手続き

- (1) 担当窓口：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課
農地・担い手対策室 担い手育成グループ
電話：089-912-2553（直通） FAX:089-912-2564
電子メール：ninaite@pref.ehime.lg.jp

- (2) 実施要領の配布

- ア 期間

令和6年4月12日（金）～令和6年4月26日（金）まで

- イ 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページに掲載するほか、担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記(2)アの期間中、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 参加希望者等の確認

- ア 提出書類

参加申込書【様式1】

- イ 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時15分まで（必着）

- ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中（休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ）とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

- エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

- (4) 実施要領等に関する質疑応答

実施要領等の関する質疑応答は、全て電子メールで行う。

提出期限は、上記（3）イと同じとする。

- (5) 企画提案書及び見積書の提出

- ア 企画提案提出書【様式3】の提出
参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。
なお、提案は各者1案とする。
- イ 提出期限
令和6年5月7日（火）午後5時15分まで（必着）
- ウ 提出方法
- ・持参又は郵送等
 - ・持参による提出の受付時間は、執務時間中とし、（1）の担当窓口まで届けるものとする。
 - ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。
- エ 提出場所
上記（1）の担当窓口
- オ 提出書類
資料2「令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務企画提案書作成要領」（資料2）に定める書類
- カ その他
- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
 - ・提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。なお、県から書類の不足、不備の補完、内容不明の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。
 - ・提案を取り下げる場合は、辞退届【様式2】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも辞退届【様式2】を提出するものとする。また、辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
 - ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
 - ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したもののみなす。
- キ 企画提案の無効
- 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

5 業務予定者の選定方法等に関する事項

（1）業務予定者の選定方法

- ア 令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務審査基準（資料3）に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- イ 審査は、別に定める選定審査会（原則対面開催）において行う。
- ウ 審査は、原則として、提出された企画提案書等により行う。ただし、審査会が必要と認めた場合には、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングの有無及びヒアリングを実施する場合の日時・場所等については、別途応募者へ通知することとする。

エ 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を業務予定者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。

ア 通知日：令和6年5月下旬に通知予定

イ 方法：文書で各提案者に通知する。

6 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定によることとする。

7 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) プロポーザルに関し、提出された参加希望者及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。

(2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の下知なく公表又は使用してはならない。

(3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

(様式1)

参加申込書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住所
法人名
代表者職氏名

担当者職氏名
電話・FAX番号
Email

令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務企画募集に参加いたします。

なお、同要領に定める参加資格に掲げる要件を全て満たすことを誓約します。
(共同企業体として参加する場合※1、構成員は、同要領に定める「参加資格」に掲げる(2)から(5)に係る要件を満たすことを誓約します。)

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

- ※1 共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ参加申込書を作成すること。
- ※2 本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印を省略することができる。
- ※3 責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を、担当者とは、本委託業務に係る事務を担当する者を指す。
- ※4 個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人物でも可能であるが、その旨を分かるように記載すること(担当者の欄に「同上」と記載する等)

(様式2)

辞退届

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住所
法人名
代表者職氏名

担当者職氏名
電話・FAX番号
Email

令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務企画提案募集要領に基づく企画提案応募への参加を、次の理由により辞退します。

(辞退理由)

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- ※1 共同企業体の場合は、代表者が作成すること。
- ※2 具体的な辞退理由を明記すること。
- ※3 本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印を省略することができる。
- ※4 責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を、担当者とは、本委託業務に係る事務を担当する者を指す。
- ※5 個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人物でも可能であるが、その旨を分かるように記載すること（担当者の欄に「同上」と記載する等）

(様式3)

令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」委託業務
企画提案提出書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住所
法人名
代表者職氏名

担当者職氏名
電話・FAX番号
Email

令和6年度えひめ農業女子確保支援事業「ひめの国農業体験支援」業務企画提案
要領に基づく企画提案応募書類を、下記のとおり各6部提出します。

記

- 1 企画提案書
- 2 見積書
- 3 会社概要
- 4 その他参考資料

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- ※1 本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印を省略することができる。
- ※2 責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を、担当者とは、本委託業務に係る事務を担当する者を指す。
- ※3 個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人物でも可能であるが、その旨を分かるように記載すること（担当者の欄に「同上」と記載する等）